



# 新型コロナウイルスに関する 各種支援のご案内

編集・発行 下野市  
令和2年10月15日発行  
〒329-0492 笹原26  
☎ (32)8888

## 赤ちゃん応援臨時特別給付金

### ■対象となる新生児

令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれ、出生により市に住民登録した新生児

■対象者 対象となる新生児の父または母

### ■支給要件

●対象となる子の出生時及び給付金の申請日において、市に住民登録されていること

●対象となる子の出生から1年間、市に居住することを誓約すること

■支給金額 新生児1人につき10万円

■申請期間 10月1日(木)～令和3年4月30日(金)

※9月末までに生まれた新生児の世帯には申請書を送付しております。

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32) 8903



## インフルエンザ予防接種費用の助成

### ■対象者・助成額

●生後6か月～小学6年生 2,900円(2回)

●13歳～中学3年生 2,900円(1回)

●妊婦の方 2,900円(1回)

●65歳以上の方 3,848円(1回)

### ■対象となる予防接種

10月1日(木)～令和3年2月28日(日)までに接種したもの

※市内医療機関に直接お申し込みください。接種料金を支払う際に助成額が差し引かれます。

### ■問い合わせ先

健康増進課 ☎(32) 8905



## 水道料金(基本料金)の減免

4か月分の基本料金を全額減免します。

手続きは不要です。検針時に投函される「水道・下水道使用水量・料金のお知らせ」には減免前の金額が表示されますのでご了承ください。

■対象者 市の水道使用者

### ■対象月

偶数月検針地区 10月、12月請求分

奇数月検針地区 11月、1月請求分

### ■問い合わせ先

水道課 ☎(32) 8911



## 新型コロナと闘う皆さんへの 応援メッセージ募集中!

### ■記載していただく内容

●氏名・団体名(ニックネーム可)、年代、職業

●新型コロナウイルス拡大防止のために頑張る皆さんに向けた感謝や応援のメッセージ

### ■送付先

(郵送) 〒329-0492 下野市笹原26

下野市新型コロナウイルス感染症対策本部

(電子申請) 市ホームページ応募フォームで送信

(<http://www.city.shimotsuke.lg.jp/0167>

/info-0000006534-0.html)

(FAX) (32)8606



## 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)とは、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性を通知してくれるアプリです。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など、保健所のサポートを早く受けることができます。

利用が増えるほど、感染拡大の防止につながることを期待されます。

■インストール方法 App StoreまたはGoogle Playで「COCOA」「接触確認アプリ」で検索

iOS



Android



## 新型コロナ感染が 疑われるときは?

栃木県新型コロナウイルスコールセンターにお問い合わせください。

☎ 0570 (052) 092

FM ゆうがお  
キャラクター  
しもぴい



## 新型コロナウイルス 感染予防対策取組支援金

感染予防対策を行っている飲食店に、支援金と宣言書を交付します。

### ■対象者

店内で飲食する形態の飲食店で、市が定める感染予防対策に取り組む事業者

■支援額 3万円

### ■問い合わせ先

商工観光課

☎(32) 8907



## 小規模事業者等 事業継続緊急支援金

### ■対象者

売上が前年同月比で減少し、国の持続化給付金を受給していない小規模事業者、個人事業者、農業者

### ■給付額

1事業者 10万円

### ■問い合わせ先

商工観光課

☎(32) 8907



## 公共交通緊急対策支援 事業費補助金

### ■対象者

市内に営業所があるバス、タクシー事業者

■補助額 月1万円(上限)

### ■対象経費

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支払った車両に係る感染防止対策のために必要と認められる経費

■申請期限 令和3年3月31日(水)

### ■問い合わせ先

安全安心課

☎(32) 8894



## 中小事業者等への固定資産税等の減免措置

■対象者 令和2年2月から10月の任意の連続する3か月の事業収入が前年同月比で、減少した中小事業者等

●30%以上減少した場合 2分の1に減免

●50%以上減少した場合 全額減免

■減免の対象となる税 令和3年度課税分の中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税

■申請方法 認定経営革新等支援機関等(注)の確認を受けたうえで、必要書類を税務課に提出してください(郵送可)。

### ■必要書類

- 申請書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)
- 収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)
- 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書の写しなど)
- 収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類(状況により必要となる書類)

(注) 税理士、公認会計士、金融機関、弁護士、商工会、農協など

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

■申請期間 令和3年1月4日(月)~2月1日(月)

■問い合わせ先 税務課 ☎(32) 8892



## 家賃支援給付金

売り上げ減少に直面する事業者の事業継続を支援するため、地代・家賃(賃料)の一部を給付します。

■対象者 中小企業・小規模事業者、医療法人・農業法人・NPO法人、個人事業者など幅広く対象とします。

### ■問い合わせ先

家賃支援給付金

コールセンター

☎0120(653)930

(平日と日曜日の午前8時30分~午後7時)



## 感染拡大注意時における行動基準

- 体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控える
- 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を控える
- 全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を実施

LINE公式アカウント  
「栃木県-新型コロナ対策  
パーソナルサポート」



## 栃木県の新型コロナウイルス感染症警戒度

今の警戒度はココ



## 感染拡大注意

感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定(推定)できない者の増加や複数のクラスター発生、病床ひっ迫のリスクが高まっているため注意が必要な状態